資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十億五百二万五千円、資本準備金の額を四十一億四百九十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は確定した最終事業年度はありません。

平成二十九年十二月八日

東京都江東区有明三丁目五番七号

株式会社ペイロール

代表取締役　湯浅　哲哉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億二千八百万円（ただし株式の発行により同時に増額する資本金の額がこれを下回る場合は、当該金額）、資本準備金の額を五億二千八百万円（ただし株式の発行により同時に増額する資本準備金の額がこれを下回る場合は、当該金額）、それぞれ減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十九年十二月八日

三重県桑名市大字福島七五三番地の二

株式会社涼仙

代表取締役　多湖　旭

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月二十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十九年十二月八日

東京都品川区大崎一丁目一一番二号

株式会社大崎

代表取締役　武田　一衛

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月二十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年十二月八日

大阪市北区角田町一番一二号阪急ファイブアネックス

株式会社レポハピ

代表取締役　原　武嗣

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月二十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成三十年二月十四日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十九年十二月八日

沖縄県浦添市城間一丁目二番一号

株式会社アイ・ラーニング

代表取締役　加納　滋徳

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年十二月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年十二月八日

大阪市北区梅田一丁目二番二―一二〇〇号

大阪インダストリーズ株式会社

代表取締役　黒田　利彦

事業譲渡につき通知公告

当社は、山口スターライト工業株式会社（住所山口市佐山三―二六）に当社のプラスチック部品製造に関する事業を譲渡することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成三十年一月一日です。

平成二十九年十二月八日

山口県防府市新田四三三番地四

サンライト株式会社

代表取締役社長　林　賢治

事業譲受けにつき通知公告

当社は、サンライト株式会社（住所山口県防府市新田四三三番地四）のプラスチック部品製造に関する事業を譲り受けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成三十年一月一日です。

平成二十九年十二月八日

山口市佐山三―二六

山口スターライト工業株式会社

代表取締役社長　林　賢治

限定承認公告

本籍神奈川県伊勢原市三ノ宮一四七一番地四、最後の住所神奈川県伊勢原市三ノ宮一四七番地の四　被相続人　亡　永井　保

右被相続人は平成二十九年十二月四日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月八日

神奈川県平塚市紅谷町八番八号　東洋ビル二階　ひらつか西口法律事務所

限定承認者永井文徳

代理人弁護士　山辺　直義

限定承認公告

本籍静岡県沼津市原町中二丁目一四番地の二八大川コーポ二〇二　被相続人　亡　植松　昭

右被相続人は平成二十九年七月十五日死亡し、その相続人は平成二十九年十月十二日静岡家庭裁判所沼津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月八日

静岡県湖西市新居町浜名九〇六番地の一

限定承認者　近藤亜矢子

限定承認公告

本籍鹿児島県鹿児島市喜入町六六〇四番地、最後の住所鹿児島県鹿児島市呉服町二番二四号　被相続人　亡　新納　裕久

右被相続人は平成二十九年六月十三日死亡し、その相続人は平成二十九年九月二十一日鹿児島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月八日

鹿児島県鹿児島市武一丁目三四番四四号永田アパート一〇一号

相続財産管理人　新納　愛

自己株式取得事項の通知公告

当社は、平成二十九年十一月二十二日開催の当社取締役会において、平成二十九年十月二十三日開催の第七十八期定時株主総会決議を受け、自己株式の取得を実施することを決議いたしましたので、左記のとおり公告いたします。

記

一、取得する株式の種類　当社普通株式

二、取得する株式の総数　五万株を上限とする。

三、株式一株当たりの取得金額　七千五百円

四、株式の取得価額の総額　三億七千五百万円を上限とする。

五、取得方法　株主全員に譲渡の勧誘をする方法とする。

六、取得する期間（株式譲渡の申込み期間）　平成二十九年十二月八日～平成二十九年十二月十五日

平成二十九年十二月八日

東京都港区元赤坂一丁目五番二七号

佐藤製薬株式会社

代表取締役社長　佐藤　誠一

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成三十年一月十五日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十九年十二月八日

岩手県盛岡市本宮三丁目一一番一一号

株式会社アート不動産

代表取締役　櫻井　澄男

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十九年十一月三十日開催の臨時総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十九年十二月八日

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉県総合建設業協同組合

代表理事　島田　松夫

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月八日付第二六六号六四ページ●同日付政府調達第二三二号四〇ページ●十一月二日付衆会第二号八ページ

◉付録　十一月官報目録一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）